

2013年5月10日

原子力規制庁  
安全規制管理官(地震・津波安全対策担当)付  
パブコメ担当 御中

一般社団法人 日本電機工業会  
専務理事 海老塚 清

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関連規則の整備等に関する規則(案)等に関する  
内規に対する意見

○意見/理由

この度原子力規制委員会より提示された原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関連規則等の整備に関する規則(案)等は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような事故を二度と起こさないようにするためにも、非常に重要な意義を持っております。

原子炉施設等の高い安全性が確保され、有効に維持されるために、当該規則等は最新の科学的根拠に基づくものであることはもとより、技術の進歩に対しても柔軟性を持ち、産業界の不断の改善が反映されやすいものとするのが重要と考えます。

また、規制側は、高い専門性を有する関連学協会や、プラント設計に精通し現場を持つ原子力産業界との間で継続的に最新の科学的知見、技術の進歩に関する情報交換をすると共に、学協会がその専門性を活かして策定した規格基準も積極的に活用することが有効と考えます。日本電機工業会としては、規則等が発行された後に審査が遅滞なく進められ、外部事象等に対する高い安全性を確保した発電炉が順次着実に再稼働されることにより、経済的で安定的な電力の供給が行われ、産業の振興、国際競争力の維持・向上、雇用の確保、国民生活の維持・向上はもとより、我が国原子力政策の礎となる原子力技術基盤の維持及び人財の確保・育成等が図られることを期待します。また、エネルギーセキュリティ及び核燃料サイクルの重要な一翼を担う研究開発段階における発電に供する原子炉についても、高い安全性を確保した上で、着実に開発が進められることが必要と考えます。

以 上